

文教委員会資料

陳情の審査

陳情第45号 川崎市立菅中学校における学習指導要領に反した学習評価の是正及び不利益を被っている生徒の救済を求める陳情

参考資料1 サンキューコール回答

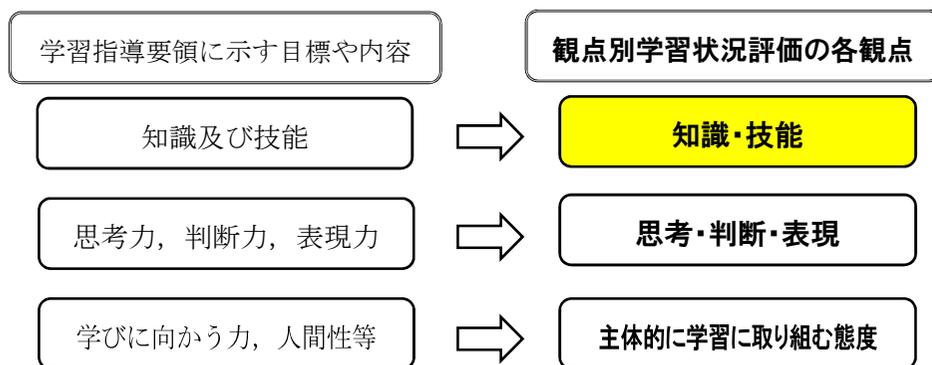
参考資料2 保健体育科の評価・評定総括方法の変更について

令和6年2月9日
教育委員会事務局

1 学習評価の考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものであり、教師は、学習指導要領に示す目標や内容について、評価の各観点に基づき、生徒に確実に目標や内容が定着しているかを評価するものです。(図1)

図1 各教科等の学習評価の基本構造



各観点の評価は、A・B・Cの3段階で表します。授業における学習活動の目標に対して観点の評価規準（何ができているか）を設定し、生徒の学習状況をA（十分に満足）・B（概ね満足）・C（努力を要する）で記録します。また、学習内容のまとめりや単元ごとに、記録した評価を総括し、最終的に3つの観点の評価A・B・Cを決定します。その後、その3観点の評価状況に基づき、評定を決定します。

本件陳情においては、このうち「知識・技能」の観点の総括の方法についての改善を求めるものです。

2 保健体育科における「知識・技能」の学習評価

保健体育科は、指導事項が「知識」と「技能」に分かれているため、それぞれ指導した内容を個々に評価し「知識・技能」として総括します。

「知識」は、「運動の特性や成り立ち」や「技術の名称や行い方」等を指導し、評価するものです。「技能」は、各種の運動の特性に応じた技能等を指導し、評価するものです。

指導の内容や評価規準は、学習指導要領に基づき、生徒の実態に応じて各学校が設定するものです。

3 菅中学校における保健体育科の「知識・技能」の学習評価

菅中学校では、「知識」を定期テスト及び学習ノートの記述や活動状況によって評価し、「技能」を観察によって評価しています。

なお、本件陳情提出時点においては、生徒の「技能」を高めたいという考えのもと、「知識」と「技能」を「1：4」という割合で総括していました。

4 菅中学校における保健体育科の「知識・技能」の評価に関する本市の考え方

各学校では、学校教育目標の実現に向けて、学習指導要領に基づき、国や市の資料を参考にしながら指導計画や評価計画を設定しています。また、評価時の「知識・技能」の総括の考え方や方法についても、各学校において十分検討し、設定するものです。

菅中学校における保健体育科の「指導と評価の計画」及び「評価規準」については、学習指導要領及び学習指導要領解説保健体育編に基づいて作成したものであり、また、本市の各中学校が地区研究会などで提示しているものと比較しても大きな差異は見られず、妥当であるといえます。

5 本件陳情に関する対応の経過

- | | | | |
|-----------|---|------------------|---|
| 10月24日(火) | ・当該保護者(陳情者)がサンキューコールにて、「前期通知表における保健体育科の評価に関する依頼について」を教育長宛てに提出 | 11月17日(金) | ・校長から割合について、カリキュラムセンター指導主事に相談
・当該指導主事が「知識・技能」の総括の考え方及び方法について説明 |
| 10月30日(月) | ・多摩区・教育担当とカリキュラムセンター指導主事が学校を訪問
・評価資料の確認、評価方法の確認等を行い、評価の妥当性を高めるための工夫・改善について助言 | 11月21日(火) | ・校長が「知識・技能」の割合を校内で検討した結果、「1:1」に変更する旨を当該保護者(陳情者)に伝達 |
| 11月7日(火) | ・教育委員会がサンキューコールに回答
(参考資料1)
要旨:学校作成の「指導と評価の計画」等は妥当
評価結果等を生徒に丁寧に説明することについては工夫・改善が必要 | 11月29日(水) | ・当該保護者(陳情書)が市議会に陳情書を提出 |
| 11月9日(木) | ・学校が当該保護者(陳情者)に菅中学校の保健体育科における知識・技能の評価について説明 | 12月13日(水) | ・菅中学校保健体育科担当教員が全生徒に評価・評定の変更について学年ごとに説明
・各クラス担任が保護者向けに通知文を配布(参考資料2) |
| 11月15日(水) | ・当該保護者(陳情者)が資料を持参し、学校に「知識・技能」の割合が「1:4」であることの説明を要求
・校長から割合の理由を説明の上、「後期は改善を図る。改善内容を示す。」と説明 | 12月18日(月)~21日(木) | ・三者面談で、担任から1・2学年生徒、保護者に保健体育科の評価・評定の総括方法の変更について説明
・評価・評定が変更になった生徒、保護者に変更した前期通知表を配布
※生徒、保護者からの問合せ等はなし |

6 本市の考え方

●陳情の目的・趣旨 1

「菅中学校の生徒が他校と比較し、不利益を被らないようにしてください」について

(本市の考え方)

学習評価については、各学校の教育課程に基づき、指導計画や評価規準の設定等を行うものであり、他の学校と比較するものではありません。

また、市として知識・技能の割合等を統一することは、学習評価の考え方に合致しないと考えます。

各学校が編成した指導計画に基づき、各学校が評価規準を設定するため、指導し評価した結果をどのように総括するかについての考え方や方法は、各学校で検討し決定するものとなります。

●陳情の目的・趣旨 2

「生徒の学習改善につながる学習評価としてください」について

(本市の考え方)

学習評価は、生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒の学習改善につながる学習評価にすることが大切であると考えております。

菅中学校につきましても、生徒の学習状況を捉えて、一人ひとりの状況に応じて、適切に指導し、学習改善につなげていることを確認しております。

●陳情の目的・趣旨 3

「是正後の学習評価に当てはめた際に、不利益を被っている生徒の評価結果を速やかに修正してください。なお、評価結果が下がる生徒については、修正せず、現在の評価結果を適用してください。」について

(本市の考え方)

菅中学校では、昨年12月に「知識」と「技能」の割合を「1:4」から「1:1」に変更し、これにより評価が下がる場合には「1:4」で総括した結果の評価を適用することなどを、保健体育科担当教員から全生徒へ説明しております。

また、全学年の保護者へ文書を配布するとともに、三者面談において説明を行い、評価に変更が生じた生徒の家庭には変更後の通知表を配布しております。

現在のところ、保健体育科の評価に関する問合せ等はないことを確認しております。

メールを拝見いたしました。

保健体育科の評価については、生徒の学習状況を授業中の活動の様子や発言内容などを「観察」によって見取ったり、「学習ノート」の記述内容から見取ったりして評価する場合があります。そのため、定期テストの点数も評価資料の一つですが、テストの点数だけで観点別学習状況の評価が決まるわけではありません。

菅中学校保健体育科に確認したところ、今回の前期期末テストの結果は「知識」の評価の一つとして観点別学習状況の評価に反映しています。

「知識・技能」の評価については、保健体育科では「知識」と「技能」を個々に評価し「知識・技能」として総括します。「知識」と「技能」を総括する際は、各単元への配当時間数や指導事項に対応した評価規準数を考慮します。菅中学校が作成した「指導と評価の計画」「評価規準」を確認したところ、技能に関する配当時間数や評価規準数が知識よりも多く設定されているため、例えば知識がAで技能がBの場合は、総括した際に「知識・技能」としてはBとなります。

菅中学校保健体育科の「指導と評価の計画」「評価規準」については、学習指導要領及び学習指導要領解説保健体育編に示される例示に基づいて作成したものであり、また川崎市の各中学校が地区研究会などで提示しているものと比較しても大きな差異は見られず、妥当であるといえます。

教育委員会といたしましては、評価の妥当性を高めるために「評価資料」や「評価する際のポイント」等について、各種研修会や研究会等を通じて各学校に示しているところですが、菅中学校の資料を精査した結果、生徒の学習状況をより客観的に見取り、評価の精度を一層高めるためには、学習ノートの項立ての工夫及び生徒の記述に対してフィードバックするなど評価結果を丁寧に説明することについては、工夫・改善が必要であると判断します。

教育委員会の評価の妥当性に関する見解は以上です。お子様の授業の様子や観点別学習状況の詳細については、学校へお問い合わせください。

添付資料

- ・令和5年度川崎市立菅中学校保健体育科学習計画と評価
 - ・体づくり運動、陸上競技、器械運動、水泳、保健に関する指導と評価の計画（含：評価規準）
- ※評価補助簿は、提供できません。

担当：川崎市総合教育センター カリキュラムセンター

044-844-3720

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

第 1、2 学年 保護者様

川崎市立菅中学校
校長 竹内 和則

保健体育科の評価・評定総括方法の変更について

師走の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じます。

日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、前期末の評価方法について点検、検討を行っていたところ、保健体育科の知識・技能の総括する方法において改善することが相当であることが分かり、年度の途中ではございますが次のとおり変更いたします。なお、このことによって、生徒に不利益が生じないことを第一優先に考え、丁寧に対応いたします。

前期の評価・評定が変更になる生徒につきましては、1 2 月 1 8 日(月)からの三者面談で変更点等について、学級担任からご説明いたします。

今後とも本校の教育活動へのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

1. 変更点について

これまで保健体育科の評価から評定へ総括する際に、〔知識〕と〔技能〕の比率を 1 : 4 で設定しておりましたが、1 : 1 に変更いたします。

2. 見直した理由について

国立教育政策研究所から発行されている「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（以下、参考資料）中学校保健体育では、61 ページに次のことが示されています。

4 観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括の考え方

(1) 観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括を行うに当たっての留意事項

ア 指導と評価の一体化の考え方を踏まえると、体育分野で育成を目指す資質・能力に対応した指導内容をバランスよく指導し評価することが求められる。

イ 各単元への配当時間数や指導事項に対応した評価規準数を考慮するのか、観点別学習状況の評価を評定へ総括する際に観点ごとの比率を設定するのか等も含め、観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括についての考え方や方法等を、各学校において十分検討しておく必要がある。

ウ シラバスやオリエンテーション等の機会を通して、事前に生徒及び保護者等に対して十分な説明をしておくことが重要である。

これまで、〔技能〕を習得するまでには時間数を要する等の理由により、観点ごとの比率を1：4で設定しておりましたが、バランスよく指導し評価することへの生徒及び保護者に対して十分な説明が困難であるため、総括についての考え方や方法等を見直し、検討した結果1：1に変更いたしました。

3. 変更した後の対応について

前期の評価・評定から、1：1で総括して変更が生じた場合には、三者面談で変更した前期の通知表を配付し、学級担任から変更点をご説明いたします。

(変更がない場合には通知表の配付はございません。)

4. 生徒に不利益が生じないようにするための対応

1：1で総括したことにより、1：4で総括したときより、評価や評定が下がる場合には、1：4で総括した結果の評価・評定を適用します。

(これにより、評価や評定が下がる生徒はおりません。)

不明な点がございましたら、本校の橋本教頭までご連絡ください。